

宮城県地方卸売市場事務処理要領（青果・花き）

（趣旨）

第1条 卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「法」という。）、卸売市場法施行令（昭和46年政令221号。以下「政令」という。）及び卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号。以下「省令」という。）に基づき、宮城県内の地方卸売市場（青果・花き）の開設者等（以下「開設者等」という。）が知事に対して行う申請、届出及び報告書の提出等の事務処理に係る事項のほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領における用語の意義は、それぞれ法、政令及び省令等に定めるところによる。

（申請書等の提出）

第3条 開設者等が知事に行う申請等の手続及び必要となる様式の種類、提出書類については別表1のとおりとする。

（書類の経由）

第4条 開設者等が知事に提出する書類等については、当該卸売市場（青果・花き）の所在地を所管区域とする地方振興事務所を経由して提出するものとする。

（申請書等の部数）

第5条 申請書等の部数は、正本1通、副本1通とする。ただし、電子メールにより提出する場合を除く。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和2年6月21日から施行する。

（旧事務手続きの廃止）

2 この要領の施行日前において施行されていた「宮城県地方卸売市場（青果・花き）の認定申請について（事務手続き）」は、同日をもって廃止する。

附 則

（施行期日）

この改正は、令和3年1月29日から施行する。

附 則

（施行期日）

この改正は、令和4年3月29日から施行する。

附 則

（施行期日）

この改正は、令和5年5月25日から施行する。